

平成 28 年度 第 4 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第 10 期）議事録（要約）

日 時：平成 28 年 11 月 25 日（金）10：00～11：50

会 場：市役所 4 階 703 会議室

出席者：【審議会委員】大野会長、小原副会長、新妻委員、丸山委員、富田委員、山下委員、永渕委員

【傍聴者】0 名

【事務局】管理課長、担当職員 3 名

配付資料：次第

- 資料-① 他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金一覧（第 3 回資料-③修正版）
- 資料-② 定期利用自転車等駐車場利用料金を改定した場合における経費調書
- 資料-③ 定期利用自転車等駐車場利用料金を改定した場合における経費調書（学割を 40%から 50%に改定した場合）
- 資料-④ 撤去自転車等返還料金を改定した場合における経費調書
- 資料-⑤ 他市における自転車対策事業における経費調書
- 資料-⑥ 下里自転車等集積所における撤去自転車の曜日・時間帯別返還状況
- 資料-⑦ 平成 25 年度～27 年度における市営自転車等駐車場利用者の推移
- 資料-⑧ 平成 25 年度～27 年度における市営自転車等駐車場新座市民利用者の推移
- 資料-⑨ 東久留米市自転車等駐車場利用実態アンケート調査速報
- 資料-⑩ 東久留米市自転車等駐車場利用実態アンケート調査票
- 資料-⑪ 平成 28 年度 第 3 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第 10 期）議事録

- 第 1 開会
- 第 2 資料説明
- 第 3 質疑
- 第 4 諸報告
- 第 5 閉会

第 1 開会

会長 定刻前ですが全員揃いましたので、平成 28 年度第 4 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

参加者一同 よろしく申し上げます。

会長 恐れ入りますが、着席にて進めさせていただきます。本日は全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本審議会では前回と同様に議事録作成の委託をしております、株式会社総合環境計画さんも前回同様出席しておりますので、ご了承置きください。

それでは審議を始めさせていただきますが、この審議会は原則として公開です。傍聴者はおりますでしょうか。

事務局
会長

おりません。
わかりました。それでは次第に沿って会議を進めます。次第の2、事務局より配付資料の確認と説明をお願いします。

第2 資料説明

事務局

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。恐れ入りますが、着席にてご説明させていただきます。本日机前にお配りいたしております資料は、審議会次第のほか、

- ①他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金一覧（第3回資料—③修正版）
 - ②定期利用自転車等駐車場利用料金を改定した場合における経費調書
 - ③定期利用自転車等駐車場利用料金を改定した場合における経費調書（学割を40%から50%に改定した場合）
 - ④撤去自転車等返還料金を改定した場合における経費調書
 - ⑤他市における自転車対策事業における経費調書
 - ⑥下里自転車等集積所における撤去自転車の曜日・時間帯別返還状況
 - ⑦平成25年度～平成27年度における市営自転車等駐車場利用者の推移
 - ⑧平成25年度～平成27年度における市営自転車等駐車場新座市民利用者の推移
 - ⑨東久留米市自転車等駐車場利用実態アンケート調査速報
 - ⑩東久留米市自転車等駐車場利用実態アンケート調査票
- 以上10種類となります。

その他、資料⑪として、先日開催通知とともに配付いたしました第3回審議会議事録をお配りしております。資料の不足等ございますでしょうか。

会長

皆様、資料の不足等ございますでしょうか。また、前回の第3回審議会の議事録につきまして、内容に異議や問題等ございますでしょうか。無いようでございますので、第3回審議会議事録の内容はこれで確定させていただきます。続きまして、資料の説明をお願いします。

事務局

それではご説明させていただきます。資料⑪につきましては、前回の議事録でございますので説明は省略させていただきます。

はじめに資料①をご覧ください。こちらは、前回の審議会において資料—3として配付させていただきました、他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金一覧の修正版でございます。前回の段階では、料金改定の増減や免除減額規定の標記について、表現を統一しておらず、申し訳ございませんでした。今回の資料では、全て〇%増又は〇%減という形に統一して標記しております。それ以外の部分につきましては前回と同様でございますので、内容の説明に関しては割愛させていただきます。

次に資料②をご覧ください。こちらは、定期利用自転車等駐車場の利用料金を改定した場合における経費の一覧でございます。1ページ目が「現行の料金における経費」、2ページ目が「10%増額した場合における経費」、3ページ目が「15%増額した場合における経費」、4ページ目が「20%増額した場合における経費」となっており、各ページとも経費の内訳と利用料金表を提示しております。

それでは、1 ページ目にお戻りください。まず、本資料作成にあたっての設定条件を説明いたします。本資料は定期利用料金の改定に関する資料であるため、対象駐車場は定期利用のうち現在も運営している「東2」、「西4」、「西9」の3箇所とし、一時利用の駐車場は対象外としております。また、本年度より西第10原付自転車駐車場（原付のみ、20台収容可能）を開設しておりますが、当該地は西第10一時利用自転車駐車場の一画であり、土地の賃貸借契約料や光熱費等も西第10一時利用自転車駐車場と一体となっているため、対象外としております。駐車場の利用者人数、歳出額に関しては平成27年度の数値を使用し、利用料金の改定により当該年度の収支がどの程度改善されるかを試算しております。

なお、「利用者別歳入額」の算出にあたっては、右隣の「歳入額」を基にしており、この歳入額は第3回審議会にて配付いたしました資料②の作成にあたって、全体の歳入額に各駐車場ごとの比率を乗じて算出しているため、単純に利用者人数に利用料金を乗じて算出した額は異なるのでご注意ください。また、各ページとも一番下に利用料金の一覧表を載せておりますが、こちらは10の位を四捨五入した金額を載せております。

それでは結果についてご説明いたします。1 ページ目をご覧ください。前回の審議会においてもご説明いたしましたが、現行では全ての駐車場において収支が赤字となっております。

次に2 ページ目をご覧ください。こちらは、現行の利用料金を10%増額した場合における経費の一覧表です。10%増額すると西第9を除き、黒字に転じますが全体の差引額を見ますと依然赤字の状態でございます。

次に3 ページ目をご覧ください。こちらは、現行の利用料金を15%増額した場合における経費の一覧表です。こちら先ほどと同様に西第9の赤字が解消されないため、全体額も依然赤字の状態でございます。

次に4 ページ目をご覧ください。こちらは、現行の利用料金を20%増額した場合における経費の一覧表です。西第9は依然赤字のままではございますが、全体で見ますとここで初めて黒字に転じ、赤字が解消される結果となっております。この場合の利用料金は、屋根無で1月当たり自転車約2,000円、原付が約2,500円となっております。

なお、先ほども申しあげましたが、本資料では定期利用の駐車場のみを対象としており、一時利用の駐車場の収支状況は含んでおりません。仮に一時利用の駐車場の赤字も加え、総赤字を定期利用料金の増額で解消を図る場合には、さらなる増額が必要となります。

ちなみに、西第9の赤字が解消されない原因といたしましては、他の駐車場は屋外の平置き駐車場であるのに対し、当該駐車場は市内で唯一の建物内に設置した自転車収容ラック式の駐車場であり、建物の賃借料に加えラックの賃借料も生じていることも原因の一つと考えられます。

資料②についての説明は以上となります。

それでは、次に資料③をご覧ください。こちらは、先ほどご説明いたしました資料②について学生の割引額を40%から50%に改定した場合における経費調書でございます。1 ページ目をご覧ください。こちらは現行の利用料金のうち、学生の割引額を50%にした場合の経費となります。合計差引額をご覧くださいと、約698万円

となっております、資料②における現行の利用料金の合計差引額と比較すると、赤字が約123万円増加する結果となっております。

次に2ページ目をご覧ください。こちらは現行の利用料金から20%増額した場合における経費調書になります。先ほどの資料②においては、20%増額すると赤字が解消される結果となりましたが、こちらにおいては20%増額した場合でも赤字が解消されない結果となっております。

次に3ページ目をご覧ください。こちらは現行の利用料金から25%増額した場合における経費調書になります。25%増額いたしますと赤字が解消される結果となっております。この場合の利用料金は、屋根無で1月当たり自転車約2,100円、原付が約2,600円となっております。

資料③についての説明は以上となります。

それでは、次に資料④をご覧ください。こちらは、撤去した放置自転車の返還料金を改定した場合における経費調書でございます。1ページ目が現在の集積所の運営体系における経費調書、2ページ目が下里集積所の休日の人件費を除いた場合における経費調書となっております。こちら資料②と同じく、返還台数及び歳出額は平成27年度のものを使用して算出しております。また、原付の料金は、現行と同じく自転車の2倍として算出しております。

それでは1ページ目をご覧ください。

結果といたしましては、平成27年度の赤字を解消するには、2行目のとおり現行の8倍、自転車を8,000円、原付を16,000円とする必要があるという計算結果となりました。3行目が現行の2倍、4行目が現行の3倍として試算しております。

次に2ページ目をご覧ください。

こちらは、前回の審議会において、集積所の歳出の見直しについてのお話があったため、集積所の運営委託費のうち休日人件費がどの程度掛かっているか、また、仮に休日人件費を削った場合に、経費がどの様な結果となるかを試算したものになります。

結果といたしましては、休日人件費は年間841,696円、それを除いた状態で赤字を解消するには、2行目のとおり現行の7倍、自転車を7,000円、原付を14,000円とする必要があるという計算結果となりました。資料④については以上となります。

次に資料⑥をご覧ください。こちらは、集積所における自転車等の返還状況を整理した表になります。

まず曜日別返還状況をご覧ください。結果といたしましては、どの曜日につきましてもほぼ横ばいとなっております。また、時間帯を見ますと12時～17時までの間が返還台数が多い結果となっております。しかし、一見すると平日の方が返還台数が多いように見えますが、土日祝日は8時半～12時までと平日よりも運営時間が短い一方、返還台数は平日の最も返還台数が多い時間帯の12時～17時までの数値と似た結果となっております。よって、仮に土日祝日も平日と同じ時間帯で運営した場合、平日と同数程度まで返還台数が増えることも考えられます。

次に時間帯別返還状況をご覧ください。結果といたしましては、時間が経つごとに返還率が上昇し、11時台でピークを迎え、一旦12時～13時台で返還率が下がりますが、14時台から再び上昇し以降はほぼ横ばいとなっております。これにつきまし

ても、土日祝日が午前中のみでの運営であることから、午前中の返還台数が多い傾向にあります。しかし、仮に土日祝日も平日と同じ時間帯で運営し、午後においても平日と同数程度まで返還台数が増えることも考えられます。その場合、曜日別及び時間帯別ともに、ほぼ横ばいの結果になる可能性も考えられます。資料⑥の説明につきましては以上となります。

次に資料⑦をご覧ください。こちらは、各市営の3年間分の定期利用自転車等駐車場利用者の内訳をまとめたものになります。利用者は、一般、学生、身体障害者手帳又は愛の手帳保持者、生活保護受給者の4者に区分しております。また、薄い水色で着色した駐車場の東2、西4、西9が現在も開設している駐車場になりますので、その駐車場についてご説明いたします。

まず、表の学生の欄をご覧ください。利用者内訳のうち、東2では約40%、西4・西9では約30%となり、駐車場全体でみると36%となっております。

次に、身体障害者手帳又は愛の手帳保持者と生活保護受給者の欄をご覧ください。どの駐車場においても10%未満となっており、駐車場全体でみると3%となっております。

利用料金につきましては、学生が4割免除、身体障害者手帳又は愛の手帳保持者と生活保護受給者は全額免除となっておりますので、平成25年度～平成27年度の3年間では、約40%の利用料金が減額または免除という結果となっております。資料⑦の説明につきましては以上となります。

次に資料⑧をご覧ください。こちらは、先ほどの資料⑦の各市営の3年間分の定期利用自転車等駐車場利用者のうち、新座市民がどの程度の割合を占めているかを算出した表になります。

こちらら資料⑦と同様に東2、西4、西9についてご説明いたします。

まず、東2の欄をご覧ください。どの年度においても自転車は約60%から70%、原付は約80%となっており、平成25年度～平成27年度の3年間ではすべての年度において新座市民の方が東久留米市民より多い結果となっております。一方で、西4・西9につきましては、どの年度においても5%未満となっております。

資料⑧の説明につきましては以上となります。

次に資料⑨及び⑩をご覧ください。資料⑨は、今年の10月に実施いたしました「東久留米市自転車等駐車場利用実態アンケート調査」の速報になり、資料⑩はアンケートの実物となります。前回の審議会において、市内における自転車等利用の実態や自転車等の駐車に関する市民の意向等を把握するために、無作為に抽出した市民3,000人の方を対象に実施した「市民意識調査結果」の速報を資料④として配付いたしましたが、こちらのアンケートは、市営又は民営の自転車等駐車場を実際に利用している方々の自転車等駐車場に関する意向や利用動向を把握するため、自転車等駐車場利用者2,000人を対象に実施したものになります。

本資料は、実施した利用実態アンケート調査の設問のうち、自転車等駐車場の利用料金に関する設問及び放置自転車の返還料金に関する設問の内容と結果を示したものになります。最初に問11の結果をご覧ください。問11では、現在の市営自転車等駐車場の定期利用料金の見直しについて伺いました。結果といたしましては、「1か月あたり1割増」が254票と最も多い結果となっております。次いで、2割増、3割増、5割増、4割増の順となっております。また、その他が107票となっております。

主に現状維持と回答している方が多くなっておりました。

次に、問22の結果をご覧ください。問22では、放置自転車の返還料金について伺ったものになります。結果といたしましては、「1台あたり9割～10割増」が最も多い結果となっております。これは、使用料を払っている方なので、違法に駐車しているものは厳しく取り締まってほしいという意向がみえます。次いで、「5割～6割増」、「1割～2割増」、「3割～4割増」、「7割～8割増」の順となっております。

次に、裏面の問10をご覧ください。こちらは、市営自転車等駐車場に係る運営経費等の費用負担について伺ったものになります。結果といたしましては、「市と自転車利用者の両方で負担した方がよい」が274票と最も多い結果となっております。次いで、「市の財源を投入した方がよい」、「自転車利用者の負担内」の順となっております。結果を見ますと、市民意識調査とは異なり、行政負担の考え方が多い傾向にあると考えられます。

資料⑨及び⑩の説明につきましては以上となります。

以上、大変雑駁ではございますが、本日の資料の概要説明とさせていただきます。宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

会長

ありがとうございます。今、説明のあった資料-①から資料-⑩までで、ご質問のある方はいらっしゃいますか。これから審議に入りますので、その都度資料の内容についてご質問して頂ければと思います。

続いて、次第の3、質疑に移ります。本日は第4回の審議会ですけれども、次回の第5回では市長への答申書の内容を議論する会としたいと思いますので、審議の時間が短いんですけれども、各委員の皆様におかれましてはその旨をご了承いただきたいと思っております。

第3 質疑

会長

審議に入る前に、これまでの結果を再確認させていただきます。前回まででは、自転車に関する収支状況を考えますと、経費についてはある程度の受益者負担はやむを得ないということになったと思います。そのためには現行の利用料金の見直し、歳出の見直しが必要ではないかという結論に達したと思います。

具体的な中身ですが、まず、定期料金については、値上げ幅を10%にするのか20%にするのか等を本日のこの資料を確認しながら皆さんでご検討して頂きたいと思っております。

一時利用料金については金額的なことも考えて、現状維持となりました。

撤去料金につきましては、防止の観点から倍ぐらいあげてもよいのではないかとという意見がありました。そして集積所の歳出について、現在は一週間丸々ですけれども、その見直しをすれば歳出が削減できるので、これを見直した方がよいのではないかとということになりました。

減免ですけれども、学生が現在40%減ですけれども、これを50%にするかあるいは減免割合を増やすか否か今回検討しましょうということになりました。あと、障害者の方、生活保護受給者の方の減免については前回までは現状維持でよいのではないかと、それから各種手当ですね、児童扶養手当受給者、特に働く女性を応援しましょうと国もそういう風にやっていますし、女性に優しい東久留米ということでこれは結論が出る

かわかりませんが検討しましょうと、ということになりました。

他市利用者に対する値上げについては、相互利用の観点から値上げ無しと、ただし、抽選方法の見直しをしたかどうかということになりました。

駅からの距離によって料金の差額を付けたらどうかということも検討材料で今回持ち越しました。

東第2の1階と2階の料金の差額をどうするかということも検討材料ということで今回検討して頂ければと思います。

今私が述べた前回までの結論でなにかご意見ございますでしょうか。無いようですので、この結論を踏まえて資料をみながら質疑を続けていきたいと思えます。

まずは定期料金の見直しから検討したいと思えます。前回の審議会では受益者負担の観点から、増額をした方が良く意見がありました。全体の料金設定について、ご意見ありますか。

〇〇委員 資料を見る限り20%の増額がやむを得ないと思えます。西第9は土地やラックの賃料がかかっているんですか？

会長 西第9が他よりも管理に費用がかかるため、ここだけ利用料を引き上げるといっても利用者は納得しないと思えます。

〇〇委員 それは無理だと思います。

〇〇委員 駐車場の収支が赤字にならないようにした方がいいと思えます。仮に定期の駐車場の収支が黒字になったとしても、まだ撤去費の赤字が残っていますので、20%程度の増額はやむを得ないのではないかとと思えます。

〇〇委員 アンケートの結果を見ると、20%増が妥当だと思います。撤去料も値上げするべきだと思います。

〇〇委員 前回も意見がありましたが、受益者負担の考え方は良いと思えます。また、アンケート結果を見ても1割増と2割増とで全体の60%を占めているので、やはり20%増でやむを得ないのではないかとと思えます。

〇〇委員 20%増が妥当だと思います。ただ、東第2は1階と2階で料金差をつけた方が良くと思えます。例えば、1階は全体と同じく20%増に改定するが、2階は据え置きなどの差をつけないと利用者の方から不満がでる気がします。

会長 1階と2階で料金に差を付けた場合、影響はどのくらいありますか。また、募集枠は1階と2階で分かれていますか。

事務局 現状では分かれておらず、抽選に当たった人が1階から順に登録されます。収容台数は1階が329台、2階が373台です。利用率は全体の80%程度です。

会長 差額をつけても黒字になりそうな気はします。また、差額を設けた場合、申し込みを1階と2階で分けることになるということですよ。

事務局 募集の関係は分けることになります。また、差額について西第9の赤字が約390万円ありますので、そこまでの赤字解消にはおそらくならないのではないかとと思えます。

〇〇委員 料金が1階と2階で同じなら、みなさん1階に入りたいのは当然だと思います。ただ、2階の方が少し安い場合は2階でも良いという人もいます。

事務局 ざっと試算してみましたが、1階を2割増、2階を現状のままの料金とした場合、西第9の赤字は解消されないと思えます。

会長 技術的には料金の格差をつけ、募集の方法を変えることはできますか。

事務局 現状ではきちんとした屋根があるわけではないので、補修などをして、雨漏りがないようにするなど利用者に納得してもらえる状態にすれば、料金の格差をつけることもできると思います。

会長 この件については、後ほどまた検討したいと思います。定期料金の改定について意見ありますか。

〇〇委員 受益者負担の考え方であり、アンケートの結果を踏まえれば、20%増という考え方になるのではないかと思います。

会長 定期料金の改定は、受益者負担の観点から値上げはやむを得ないということで、20%増のご意見が多数でした。東第2の階数による料金格差は、課題として残します。一時利用料金については、前回の審議会では現状維持の意見が多かったのですが、ご意見ある方はいますか。一時利用料金については、現状維持のまま答申でよろしいですか。

(異議なしの声)

会長 次に撤去料金について検討します。前回の審議会では撤去料金は値上げの方針になりました。また下里集積場の運営についても曜日の見直しの予定となっていました。まず撤去料金についてご意見ありますか。

〇〇委員 撤去料金の値上げはやむを得ないと思いますが、何倍がいいのかは検討したいです。

会長 下里集積場の運営についてはどう思いますか。現状は月曜から日曜まで毎日引き取りを受け付けています。

〇〇委員 資料を見ると、土日の引き取り件数も多いので、今まで通り対応した方がいいと思います。

〇〇委員 撤去料の値上げに賛成です。特に原付は手間もかかると思いますので、もっと価格差を付けてもよいのではないかと思います。また、集積場の運営ですが行政サービスという観点からは毎日が好ましいと思いますが、自転車等を放置した違反者に向けたサービスだと思うと週に3~4日くらいの運営でいいのではと思ってしまいます。

会長 資料によると土日の引き取りも一定数いるようです。

〇〇委員 土日のどちらかは休みにしても良いのではないのでしょうか。

会長 今まで毎日運営していただけに、問合せがくるかもしれません。撤去料の値上げ幅についてはどうでしょうか。

〇〇委員 撤去料は現状の倍の料金でも良いと思います。

〇〇委員 前回の議論でもあったように、高くすれば放置抑制にもつながると思いますので撤去料の値上げは賛成です。アンケートの結果を見ても90~100%増が34%となっていますので、倍額でも良いと思います。集積所の運営については、撤去された自転車等はまだ持ち主に所有権があり、出来る限り返還しなければいけないと思います。土日の間に引き取れないと、仕事に差し支えるという人もいるかもしれません。

〇〇委員 私も撤去料の値上げに賛成です。抑止の効果もありますし、アンケートの結果を見ても、2倍以上に値上げしてもいいのではないかと思います。また集積場の運営ですが、基本の運営ルールはそのまま、祝日のみをお休みにしてはどうでしょうか。資料によると17日となっているので、経費の削減に大きな効果はないかもしれませんが、利便性を失わずに経費を抑えることができると思います。

- 〇〇委員 撤去料は20%程度の値上げでいいと思います。あまり高くしてしまうと引き取りに来なくなってしまふ方もでてくると思います。
- 〇〇委員 引き取りに来なかった自転車等はどうなるのですか。
- 事務局 バイクは処分し、自転車はリサイクルします。
- 〇〇委員 リサイクルに費用は掛かるのですか。
- 事務局 自転車商協同組合に1台千円の協力金をいただき、買い取った自転車商協同組合の方で修理等が行われて販売しています。
- 〇〇委員 その費用も収入になるのですか。
- 事務局 1台千円で自転車商協同組合にご協力いただいた分は収入になります。
- 会長 引き取りに来ない人もいますか。
- 事務局 います。30%程度は廃棄しています。廃棄の費用は掛かっておりません。廃棄を行う前に自転車商協同組合に対してリサイクルを実施し、引き取られなかった分を無償で業者に処分してもらっています。
- 会長 集積所の運営についてはどの様にお考えですか。
- 〇〇委員 〇〇委員の意見で、祝日は休みにすることに賛成です。
- 〇〇委員 私もアンケート調査にありますように、撤去料を倍の料金にすることはやむを得ないと思います。集積所の運営については今の運営曜日は変えない方がいいと思います。
- 会長 では、皆様の意見をまとめますと、撤去料は今までの倍に値上げ、集積所の運営については、曜日は現状通りで祝日のみ休みとしてもよいのではないかという意見であったと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

- 会長 では、次に減免規定について検討したいと思います。学生の減額割合を40%から50%にするかどうか、ご意見をお願いします。
- 〇〇委員 現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 現状のままでいいと思います。前回の議論においても、学生によって減免の適用不適用があるとのことで、それを考えると現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 多摩地域の現状をみましても、40%は高めの割合であるということと、利用料金の値上げの効果という部分も踏まえまして現状のままでいいと思います。
- 会長 みなさん40%のままという意見でよろしいですか。

(異議なしの声)

- 会長 次は障害者手帳保持者・生活保護者の減免についてご意見をお願いします。
- 〇〇委員 障害のある方でも働いている人もいるので、免除ではなく減額に変更でいいと思っていましたが、免除を受けている人の数が少なかったため、現状の免除でいいと思います。
- 〇〇委員 私も現状のまま、免除でいいと思います。

- 〇〇委員 現状のままでよいと思います。今の案ですと定期料金も撤去料金も値上げすることになったので、上げるばかりではなく現状のままの料金体系も残した方がいいと思います。
- 〇〇委員 減免を受けている人が現状だと3%ほどと少数なので、現状のままでいいと思います。逆に、障害のある方にやさしいまちという印象を与えることができるかもしれません。
- 会長 そういった内容も答申に盛り込んでいきたいところです。
- 〇〇委員 私も、対象者が少人数なので、現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 自立支援という意味でも、現状のままだいいと思います。
- 会長 では障害者手帳保持者・生活保護受給者の減免は現状のまま、免除とします。次に各種手当の方につきまして、現状では特に制度を設けていない状況です。前回の審議会で働く女性の支援をという意見がありました。各種手当というのは具体的にどのようなものがありますか。
- 事務局 児童扶養手当等、様々なものがございます。現在の駐車場利用者について、どのような手当を受給しているかは把握しておりません。各種手当受給者を対象とした場合、かなり数がありますので働く女性を絞り込むのは難しいと思います。
- 会長 働いている女性の定義が難しいです。
- 〇〇委員 各種手当受給者という捉えどころがないと思います。身近な声では、駅から700m圏内に住んでいるが、保育園が駅から遠く、子どもを自転車で保育園に預けてから駅に駐車するという事情があるのに、市営自転車等駐車場が利用できなくて困っているといった話を聞きます。
- 会長 減免規定の改定には直接関係ありませんが、そういった事情がある方には配慮できないかという意見ですね。
- 〇〇委員 今回の〇〇委員のご意見は素晴らしいと思います。働く女性の支援というと駐車場だけの話ではないと思います。中でも特に子育て家庭に支援するということで取り組みをされるのはとてもいい案だと思いました。駅から700m圏内にお住まいでも、事情を相談できる窓口があると助かると思います。
- 会長 子育て支援、働く女性のために特別に駐車場の枠を設けたりはしていないのですか。
- 事務局 特に設けていません。子どもの送迎をしても就業していない女性もいますし、父親が子どもの送迎をしているケースもあります。子どもを送迎しているからと言って一概に働く女性として優遇というのは難しいと思います。
- 会長 働く女性に限定せずに、子育て家庭の支援ということですね。
- 〇〇委員 先ほどの話の中にもありましたが、働いていなくても保育園に送迎していれば支援の対象になるのかという問題も解決できれば非常に良い意見だと思います。
- 〇〇委員 今回の審議会において、働く女性の定義付けや、支援する範囲を決めることは難しいため、ここで決めることはできないと思います。条例の改定も視野に入れて、この審議会以降も検討した方がいいと思います。
- 〇〇委員 子育て家庭を支援という意見には賛成ですが、具体的にどのようにできるかという部分については今回の審議会で決めることは難しいと思います。
- 会長 各種手当は、現在減免制度がなく、前回の議論の中で働く女性を応援しようということになりました。特に、働く女性か働く家庭かわかりませんが、駐車場の料金や駐車場の借りやすさ等を含めて次回の検討材料にしたいと思います。

- 〇〇委員 子育て支援という観点では大変いい意見だなと思いました。減免というよりは利用方法の見直しといった部分の話だと思います。料金ではない部分の話であり、改めて検討が必要かと思います。
- 会長 この件につきましては、また別の機会に検討したいと思います。今回の審議会では料金の見直しや枠を設けて借りやすくできるということは提言できればいいなと思います。
- 次に他市の方の利用料金についてです。前回の審議会では相互利用ということで、東久留米市の方も他市の駐車場を利用していますし、他市の方が東久留米の駐車場を利用した後、東久留米市で買い物をしているかもしれないので、現状のとおり料金差は設けなくてもよいのではないかと、といった意見がありました。また、東第2においては新座市民の利用が多く、抽選時に東久留米市民を優先してみてもどうかといった意見もありました。引き続きご意見をお願いします。
- 〇〇委員 新座市の方が多いようですが、現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 私も現状のままでいいと思います。東久留米市民の視点から見ると、市民優先がいいかもしれませんが。
- 会長 今まで、他市の方の利用が多いことが原因で市民からの問合せはありましたか。
- 事務局 今はもう閉鎖していますが東第6というところで、問合せがありました。東第2については2階に空きがありますので、おそらく、あまりないのではないかと思います。
- 〇〇委員 資料①の表2をみますと、他市民の料金を市民よりも高く設定している自治体は少数派のようなので、バランスをとるためにも現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 前回の審議会で、東久留米市民を優先的に利用できるようにしてはどうかという意見を述べましたが、やはり他市とのバランスもありますので、意見を撤回します。現状のままだいいと思います。
- 〇〇委員 私も現状のままだいいと思います。
- 〇〇委員 料金に差をつけるのは、近隣市との関係もありますので現状のままだいいと思います。先ほど、東2で1階と2階の料金に差をつけてはどうかというお考えもあったようですので、料金体系の差ではなく1階に東久留米市民の方が多く利用できるような制度をとってもよいのではないかと思います。
- 会長 そういったことは現実的に可能ですか。
- 事務局 抽選方法の見直しということだと思います。そうなりますと、募集の段階から東久留米市民優先といったことを盛り込む必要があると思います。
- 会長 また、他に駅からの距離で料金を変えるという案がありました。ご意見ありますでしょうか。主に東2についてだと思います。
- 事務局 現状ではどの駐車場も、直線距離で駅から概ね300mの位置にあります。
- 会長 駅からの距離による料金差につきまして、ご意見ありますでしょうか。
- 〇〇委員 駐車場の数も少ないですし、駅から概ね300mということであれば、現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 今話を聞いて、現状のままでいいと思いました。
- 〇〇委員 自転車を止めるという行為に差はないので、現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 駅から概ね300m以内ということもありますし、自転車を止めるという行為について料金をとるという考えであれば、現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員 現状のままでいいと思います。

- 〇〇委員
会長 現状のままでいいと思います。
では先ほど残してしまった、東第2の1階と2階の料金について再度検討したいと思います。
- 〇〇委員 料金に差はつけた方がいいと思います。例えば、定期料金はどの駐車場も20%増額するのであれば、2階部分は少し安くするといった感じに。雨の日に傘をさしながらスロープを登るのは大変です。
- 〇〇委員 抽選で平等に選定しているなら、差をつける必要はないと思います。現状では1階が空いたら2階の人が移れるような制度になっているのでしょうか。
- 事務局 なっておりません。
- 〇〇委員 そういったことができればいいと思います。難しいとは思いますが。
- 〇〇委員 東第2を屋根付きと屋根無しに区別できるのであれば、差額を設けてもよいとは思いますが。
- 〇〇委員 屋根付きとして料金を設定するのではなく、1階と2階で料金差をつけるようにしてはどうかということです。
- 〇〇委員 もともと2階になってしまう可能性を承知して、東第2に申し込んでいるので、現状のままでいいと思います。
- 〇〇委員
事務局 確認ですが、応募の段階で1階と2階は別々に応募できる仕組みなのでしょうか。別々ではございません。抽選の段階で1階の定員枠を超えた方が2階になるということです。
- 〇〇委員 利用者の方もそれを承知で契約しているということですね。2階の利用率はどうなっていますか。
- 事務局 現在空きがある状況です。
- 〇〇委員 難しいところですが、自転車を押して上がるのはきついので、1階の料金を値上げするのであれば2階は少しでも安く設定した方がよいと思います。
- 〇〇委員 1階を増額するのであれば、2階は現状のまま又は1割増にするなど、差額を付けた方がよいと思います。
- 〇〇委員 利用者は抽選で選出しているので、公平といいますか民主的な部分なので、料金の差をつける必要はないと思います。先ほど、1階を東久留米市民の方が優先ということを申し上げましたが、これも市外の方に対して差をつけるという考え方になると思うので、そのことにつきましては撤回させていただきます。
- 会長 この件に関しては、みなさんの中でも意見が割れてしまっています。実際に1階と2階を分けて抽選できるかどうかなど、今回は結論を出さずに次回への持ち越しでもよろしいでしょうか。事務局と相談はさせていただきます。

(異議なしの声)

- 会長 今回の方向性は決まったと思いますので、結論を確認させていただきます。
定期利用料金については、受益者の観点から20%程度値上げはやむなしということになったと思います。
一時利用料金については現状維持となりました。
撤去料金につきましては、増額することになりました。罰則的な意味もありますので、倍ぐらいの値上げをしてもよいのではないかという事になったと思います。また、

運営日の見直しとして、月火水木金土日は今まで通りの方が良いという意見がありました。ただし、どの程度の削減効果が出るのかはわかりませんが、祝日はやめても良いのではないかという意見がありました。

学割の見直しについては、現状通り 40%の減額となります。定期利用料金は 2 割増額のため、学生の定期利用者は 2 割増額したところから 40%減額した料金となります。

障がい者・生活保護の方の免除についても現状維持で、100%減免とします。

各種手当受給者については減免はありませんが、特に働く子育て家庭を応援する為に、審議会としては料金を見直したり、利便性を持たせるために枠を用意する等は審議出来る事柄ですが、それとは別に市に何らかの応援をしていただけるように審議会から提言するという事になったと思います。

また、駅からの距離による料金の差については、差をつけなくても良いのではないかとということになりました。

東第 2 の 1 階と 2 階での料金の差額については、抽選なので現状維持で良いのではないかとこの方と、やはり 2 階は不便なので差をつけるべきだという方が半々で、結論がでませんでしたので、抽選方法について技術的な面で可能かどうかを事務局と相談した上で、今回の答申にどう盛り込むかは任せて頂きたいと思います。

他市からの利用者の値上げについては現状維持で、抽選方法も特に変更はなしという事でよろしいでしょうか。以上、この審議会の結論としたいと思いますが、何か異議・補足等ありますでしょうか。

(異議なしの声)

会長 それでは内容については異議がないものとして、この結果を答申書として取りまとめて市長に提出することになります。取りまとめにつきましては、今の内容でまとめますので、私にご一任していただきたいと思います。まずは事務局の方と答申書の素案を作成し、その中身について事務局と私で打ち合わせをし、次回に答申書をご提案します。そして皆様にご提示しますので、皆様に答申書の内容について確認して頂き、最終的に加筆・修正を加えまして、最終案を調整した上で市長に提出したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長 ありがとうございます。これで審議を終了させていただきたいと思います。

第 4 諸報告

会長 それでは次第の第 4、諸報告を事務局よりお願いします。

事務局 それでは次回の審議会の日程についてご案内させていただきます。第 5 回の審議会につきましては、来年 1 月 20 日（金）の午前 10 時から、本日と同じ 703 会議室で開催したいと考えております。皆さまのご都合をお聞きしたいと思います。

会長 皆さま、どうでしょうか。

(異議なしの声)

会長 では1月20日(金)の10時からよろしくお願ひします。最後の審議会となり、答申書の仕上げということになりますので全員出席の程、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

参加者一同 ありがとうございました。

以上